沢 川 水 源 の 森 整 備 基 金 条 例

（平成４年10月28日
条 例 第 １ 号）

（設置）

第１条　沢川の水資源かん養対策としての森林整備事業（以下「水源の森整備事業」という。）及び環境保全啓発事業を推進するため、沢川水源の森整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の出資団体）

第２条　基金は、長野県上伊那広域水道用水企業団構成団体の出資金等により設置する。

（基金の額）

第３条　基金の額は、企業長が別に定めるものとする。

（管理）

第４条　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

２　基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

（運用益金の処理）

第５条　基金の運用から生じる収益は、水源の森整備事業及び環境保全啓発事業の推進に充てるものとする。

（基金の処分）

第６条　構成団体からの出資金等は、これを処分することができない。

（委任）

第７条　この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附　則

この条例は、平成５年４月１日から施行する。